

令和 4 年 9 月 21 日

内水面漁場計画および増殖指針の作成について

1 内水面漁業権切り替えの概要

(1) 漁業権の種類

漁業権は行政庁の免許により一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利で、定置、区画、共同の 3 種がある。このうち、本件の内水面で免許しているのは共同漁業権で、以下の 2 種類が該当する。

ア 第 1 種共同漁業権：貝類など定着性の水産動植物を対象とした、漁民による保護培養と自主的漁場管理が必要な漁業。

イ 第 5 種共同漁業権：内水面において営まれる漁業で、第 1 種共同漁業権以外のもので、稚魚又は親魚の放流、産卵場造成、汲み上げ・汲み下げ放流等の積極的人為手段による増殖行為が義務づけられている。

(2) 本県の免許状況（別紙 1）

本県においては、第 1 種共同漁業権は多摩川下流域において餌虫（えむし）漁業、しじみ漁業を対象として 2 件免許されている。また、第 5 種共同漁業権はあゆ、やまめ漁業等を対象として 5 河川（水系）、1 湖沼で免許されている。

(3) 免許の存続期間

共同漁業権の存続期間は 10 年であり、令和 5 年 8 月 31 日に本県内水面における共同漁業権が期間満了となるため、新たに漁業権を免許する。

(4) 免許制度及び主な手続き

ア 漁業権の免許にあたり、都道府県知事は 5 年ごとに内水面漁場計画を定める（法第 67 条）。

イ 内水面漁場計画は内水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう設定されていること、適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）があるときはおおむね等しいと認められる漁業権（類似漁業権）が設定されていることが必要とされる（法第 63 条）。

ウ 都道府県知事は内水面漁場計画の案を作成しようとするときは、利害関係人の意見を聴かなければならず、聴取した意見を検討し、その結果を公表する（法第 64 条）。

エ 都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない（法第 64 条）。

オ 内水面漁場管理委員会は、内水面漁場計画の案に意見を述べようとするとき、公聴会を開き、利害関係人等の意見を聴かなければならない（法第 64 条）。

カ 都道府県知事は、増殖方法および増殖規模等を内容とする増殖指針について作成し、免許の可否の基準として別途公表する。

キ 切り替えまでの流れは別紙 2 のとおり。

2 内水面漁場計画の立案方針

内水面は海面と比べ、自然的豊度が低く、かつ、立地条件等から水産動植物の採捕が容易なため、多数の採捕者による乱獲の恐れがあり、増殖しなければ漁業が成り立たないものが多い。これまで漁業協同組合等による増殖事業と漁場管理は、内水面の水産資源の維持・増大に大きく貢献してきた。河川湖沼の公共水面を総合的に利用し、漁業生産力を維持発展させるとともに、漁業制度を円滑に運用するため、内水面漁場計画を作成する。

現在免許されている漁業権は、適切かつ有効に活用されており、活用漁業権と判断できることから、漁業法第 63 条第 1 項第 2 項の規定に基づき、内水面漁場計画においては類似漁業権を設定する。内水面漁場計画素骨子を別紙 3 にまとめた。

(1) 都県境に接する河川の漁業権について

山梨県：道志川（内共第 18 号）は山梨県と神奈川県の間で、山梨県が免許している。漁業権者の相模川漁連は、従来どおりの免許を希望しており、山梨県が内水面漁場計画の作成と免許を行う。

静岡県：千歳川（内共第 6 号）は、静岡県側に漁協が無く、昭和 26 年以降神奈川県が免許してきた経緯があり、今回も神奈川県が内水面漁場計画の作成と免許を行う。

東京都：多摩川（内共第 12 号、第 13 号、第 14 号）は東京都と神奈川県の間で、これまで東京都が免許している。漁協間で、漁場毎の代表組合を決定し代表組合の所在する都もしくは県が内水面漁場計画の作成と免許を行う。

(2) 芦ノ湖のオオクチバス漁業権免許について

オオクチバスは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）」及び「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成 17 年政令第 169 号）」により、特定外来生物に指定され、平成 17 年 6 月 1 日以降、環境大臣及び農林水産大臣の許可を受けた場合等を除き飼養等が禁止され、かつ、飼養等に係る特定外来生物を特定飼養等施設の外に放つことも禁止された。

ただし、特定外来生物の指定の際、現に当該外来生物が第 5 種共同漁業権になっている場合には、当該共同漁業が既に行われていることを考慮して、当該漁業権が設定されている内水面が「特定飼養等施設」として扱われ、この施設が一定の基準を満たせば、飼養等の許可を受けることができ（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）第 9 条）、オオクチバスはこの許可を受けることができる種である（第 5 種共同漁業権に係る特例を定める件（平成 17 年 5 月 25 日農林水産省・環境省告示第 5 号））。

これまで、芦ノ湖漁協はバス釣り大会を開催するなど資源を有効に活用しており、令和 5 年以降も漁業権を存続したい意向を示している。また、湖外への厳重な移出防止策を講じることにより飼養等の許可を受けており、遊漁者等による生体の持出しについて

も漁場監視員が適切に監視している。これらのことから、漁業権が適切かつ有効に活用されていると判断できることから、引き続きオオクチバスを漁業権対象種として内水面漁場計画を作成する。

なお、外来生物法におけるオオクチバスの扱い等の詳細については別紙4に記す。

(3) 相模川のでながえび漁業権の免許について

相模川のでながえび漁業は、昭和58年免許から免許が行われている。相模川漁連では、引き続き免許を希望しているが、平成30年以降は内水面漁場管理委員会で決定されている目標増殖量を果たせていない。相模川漁連は種苗の入手が困難であることを理由としてあげているが、これまでの増殖実績では引き続き免許することは難しい。相模川漁連が、ミナミテナガエビ(*M.formosense*)などの代替の在来でながえび種苗を確保する等、具体的な対策を示すことにより増殖が行えることが確認できれば、引き続きでながえびを漁業権対象種として内水面漁場計画を作成する。

(4) 千歳川のにじます漁業権について

千歳川のにじます漁業は、少なくとも昭和35年から湯河原観光漁協に対して免許が行われている。平成25年の免許時には150kgの目標増殖量を定めていたが、ニーズの減少に伴うマス釣り大会の取止めや、漁協の経営状況の変化により、免許当初の数量を達成することが難しくなったため、H29年度よりニジマスの目標増殖量を10kgに減じている。また、湯河原観光漁協は今回の切り替えをもって漁業権対象種から外したい意向を示している。

以上の状況をふまえ、にじますを漁業権対象種とせず内水面漁場計画を作成することとする。

(5) 内水面漁場計画(素案)について

以上をふまえ、内水面漁場計画(素案)を別紙5に示す。

3 河川管理者との調整

内水面漁場計画の作成に際しては、漁場の区域等免許の内容及び免許に当たり漁業権に付される条件について、あらかじめ河川管理者(国土交通省、県土整備局)との間で調整を図る。

4 免許時の増殖指針(素案)

水産動植物の種類、増殖方法及び増殖規模等について定めた増殖指針(素案)を別紙6に示す。

